

## 高崎アリーナ・城南立体駐車場保守管理業務委託に係るプロポーザルの実施について

高崎財団では、高崎アリーナ・城南立体駐車場保守管理業務委託について、業務の受託者を下記のとおりプロポーザル方式で選定します。

応募を希望する事業者は、募集要項等を配布しますので、直接、事務局までお越してください。

### 1 事業概要

#### (1) 事業名

高崎アリーナ・城南立体駐車場保守管理業務委託

#### (2) プロポーザル実施の趣旨

高崎アリーナは、高崎市のスポーツ活動の発展を担うとともに、高崎を全国にアピールし、スポーツを通じて全国から人が集まり、市全体の発展・情報発信につなげる都市装置としての役割を担っています。

高崎財団は、指定管理者として高崎アリーナの持つ魅力を最大限に活かし、訪れる市民、利用者への安全で快適な利用環境の提供と、効率的な施設管理の実現に向けた管理業務を、豊富な経験と実績のある事業者へ業務委託をするため、創意工夫のある事業提案を募集します。

#### (3) 業務内容

高崎アリーナ

##### ア 統括管理業務

(ア) 統括管理業務

##### イ 受付・案内業務

(ア) 受付・案内業務

##### ウ 建築・設備管理業務

(ア) 衛生、空調設備機器及び自動制御機器保守管理業務

(イ) 駐車場管制機器保守管理業務

(ウ) 昇降機設備保守点検業務

(エ) 自動ドア保守点検業務

(オ) 建築用排煙窓点検業務

(カ) 電話交換機保守管理業務

(キ) 消防設備保守点検業務

(ク) 自家用電気工作物保守点検業務

##### エ 清掃業務

(ア) 清掃業務

(イ) 環境衛生管理業務

オ 警備業務

(ア) 警備・機械警備・駐車場管理業務

城南立体駐車場

ア 建築・設備管理業務

(ア) 駐車場管制機器保守管理業務

(イ) 昇降機設備保守点検業務

(ウ) 消防設備保守点検業務

イ 清掃業務

(ア) 清掃業務

ウ 警備業務

(ア) 警備・機械警備・駐車場管理業務

(4) 業務期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）

(5) 担当部署

事務局（高崎財団 高崎アリーナ部）

〒370-0846

群馬県高崎市下和田町4-1-18 高崎アリーナ

電話 027-329-5447

FAX 027-329-5448

電子メール arena@takasaki-foundation.or.jp

2 参加に関する要件

(1) 参加する事業者の構成に関する要件

ア 事業者は、単独事業者または複数の事業者から構成されるグループとします。グループにおける法人格は必ずしも必要としませんが、個人は申請することはできません。

イ グループでの申請の場合には、本業務運営においての代表事業者、構成事業者を明確にし、代表事業者が応募や契約締結等の諸手続きについて、グループを代表して行ってください。

ウ 構成事業者とは、グループのうち代表事業者以外であって、本事業の一部を担う事業者をいいます。

エ 代表事業者及び構成事業者は、本事業において担当する業務又は本事業での役割を明らかにしてください。

(2) 参加資格に関する要件

本プロポーザルに参加しようとする事業者は、次に掲げる資格をすべて満たしている者とします。

ア 高崎市内に本社（店）又は営業所を有すること。ただし、営業所については、プロポーザルの提案、契約の締結等に係る権限を本社（店）から委任されている場合に限る。

イ 高崎市の平成30・31年度入札参加資格（物品・役務）の認定を受けている者。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しな

い者及び同条第2項の規定に基づく高崎市の入札制限を受けていないこと。

エ 高崎市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成16年高崎市告示第288号）の規定に基づき、指名停止期間中でないこと。

オ 高崎市暴力団排除条例（平成24年高崎市条例第72号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

カ 会社更生法又は民事再生法に基づき手続き開始の申立てがなされている者（手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

キ 市税、県税及び国税のいずれも滞納している者でないこと。

ク 「1 事業概要 (3) 業務内容」に関連する法令等の規定により必要とされる許認可等を取得し、かつ、免許等を必要とする人員が配置できること。

ケ 平成18年度以降に、公共施設において、今回実施する業務と同種の業務（「1 事業概要 (3) 業務内容 高崎アリーナ」のア及びウからオまでのいずれかの業務（一つの建物における延床面積が1,500㎡以上かつ業務受託期間が継続して1年以上））の管理実績があること。

※ 参加資格の基準日は、参加申請書の提出日とします。ただし、参加資格の確認後から優先交渉権者の決定の日までの間に参加資格に関する要件を欠く事態が生じた場合は失格とします。

### (3) 複数参加の禁止

ア 単独で参加した事業者は、他のグループの構成事業者となることはできません。

イ グループの構成事業者は、他のグループの構成事業者となることはできません。

## 3 募集要項等の配布

(1) 配布期間 平成31年2月1日（金）から2月12日（火）まで  
午前9時から午後5時まで

(2) 配布場所 事務局（高崎財団 高崎アリーナ部）

## 4 募集スケジュール

募集要項等の配布期間	平成31年2月1日（金）～2月12日（火）
参加表明書の受付期間	平成31年2月1日（金）～2月12日（火）
質問書の受付期間	平成31年2月1日（金）～2月15日（金）
質問書の回答期限	平成31年2月21日（木）
応募書類の提出期限	平成31年2月28日（木）
審査	平成31年3月上旬（予定）
審査結果の通知	平成31年3月中旬（予定）